

笠間市子ども・子育て支援事業計画（案）について

1 計画の概要

笠間市は平成 22 年 2 月に「笠間市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定し、多様な子育て支援施策を計画的・総合的に推進してきました。

平成 24 年 8 月の子ども・子育て支援法等の制定により、子ども・子育て支援の新たな制度が創設され、市町村は地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ効率的に提供することになり、笠間市においても国が示す新制度の基本指針に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年を計画期間とする「笠間市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画策定の経過

平成 27 年度から新制度がスタートするに当たり、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するためには子ども・子育て支援法第 77 条の合議制の機関の意見を聴かなければならないと規定されているため、平成 25 年 9 月議会において笠間市子ども・子育て会議条例を制定し、教育・保育関係者、子どもの保護者、子育て支援関係者、学識経験者、公募市民など 20 名で組織する「笠間市子ども・子育て会議」を平成 25 年 11 月に設置し、平成 26 年 12 月までの期間において、9 回の会議を開催し、ニーズ調査の実施、事業計画策定、条例基準の制定、幼稚園・保育所の保育料の改正などについて検討・協議を行いました。

① ニーズ調査

計画書策定にあたっては、市民の意見を反映させるために、就学前児童及び小学校低学年の保護者 3,139 世帯を対象とし、教育・保育・子育て支援事業の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためにニーズ調査を実施し、2,678 世帯（85.3%）の方から回答があり事業計画に反映をさせました。

② 事業計画策定

この計画は、子ども・子育て支援法第 2 条の基本理念、同法第 6 1 条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「笠間市次世代育成支援行動計画後期計画」における教育・保育サービス等の子育て支援事業を引き継ぐものです。

また、「笠間市総合計画」の部門別計画として位置付けるとともに、市の関連計画との整合性を図り策定しています。

② 条例基準の制定

平成27年度からの新制度施行にあたり、笠間市の各種基準に関する例規を定め、多様な施設や事業の中から利用者が選択できるような整備が行えること、認可を受けた教育・保育施設等に対し施設型給付の対象とすること、児童クラブの運営しやすい整備体制を整えることなどを目的とし、笠間市地域型保育事業の認可基準に関する条例、笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例、笠間市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例など制度施行に向けて整備をしました。

3 計画の基本理念

この計画は、笠間市総合計画の将来像である「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る文化交流都市～」を実現するため、健康・福祉施策の大綱である「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」により、支えあう心を大切に、だれもが子育てを楽しいと感じ、『笠間』で子どもを育ててよかったと実感のもてるまちづくりを目指すものです。

乳幼児期からの子どもの発達に応じた適切な保護者の関わり、質の高い教育・保育、子育て支援の安定的な提供により子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うとともに、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じ、親として成長しながら子育てができるよう、子どもたちの明日のために、子どもたちの健やかな成長のために、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりに取り組み、基本理念として「笠間市次世代育成支援行動計画後期計画」から「地域みんなで支え合う子育てのまち 笠間市」を継承し、その実現に向け取り組んでいきます。

4 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画です。

なお、計画期間中に制度の変更や社会状況の変化などにより、計画に修正が必要な状況が生じた場合には見直しを行います。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
← 次世代育成支援行動計画後期行動計画					← 子ども・子育て支援事業計画 →				

5 計画の内容

この計画の構成は、教育・保育事業では、ニーズ調査から保護者の就労状況及び今後の就労意向、認定こども園、幼稚園、保育所（園）等における利用希望から量の見込みを算定し、今後の目標として利用定員及び確保方策を定めるものです。

この計画は、「笠間市次世代育成支援行動計画後期計画」における教育・保育サービス等の子育て支援事業を引き継ぐもので、大きな改正点として、教育・保育の量の見込みに対して、利用者の安定した保育の受け入れができるように、地域型保育、小規模保育、認定こども園、保育所、幼稚園、事業所内保育等に対する必要な施設整備について支援をしていくものです。

また、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度により市町村が地域の実情に応じて実施するもので、各事業の量の見込み及び確保方策を定め、すべての子育て家庭を支援する事業です。

計画の構成



